

平成26年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成26年9月26日（金曜日） 午前11時00分開議

- 第 1 認定第 1号 平成25年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 2 認定第 2号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 3 認定第 3号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 4 認定第 4号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 5 認定第 5号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 6 認定第 6号 平成25年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 7 認定第 7号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 8 認定第 8号 平成25年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 9 発議第 5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第10 発議第 6号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
- 第11 発議第 7号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書（案）
- 第12 発議第 8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）
- 第13 発議第 9号 集団的自衛権行使容認など解釈改憲の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書（案）
- 第14 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	柴 田 弘 君
総 務 課 長	和 田 行 雄 君
総 務 課 参 事	吉 田 智 一 君
ま ち づ くり	遠 藤 義 一 君
推 進 課 長	
ま ち づ くり	藤 田 徹 君
推 進 課 主 幹	
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
産 業 建 設 課 技 術 長	山 内 功 君
産 業 建 設 課 参 事	平 中 敏 志 君
産 業 建 設 課 主 幹	千 葉 靖 宏 君
保 健 福 祉 課 長	小 林 生 吉 君
保 健 福 祉 課 主 幹	矢 上 裕 寛 君
教 育 次 長	青 木 彰 君
会 計 管 理 者	藤 井 富 子 君
国 保 病 院 事 務 長	小 林 嘉 仁 君
代 表 監 査 委 員	代 蔵 恵 三 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	高 井 秀 一 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第3号のとおりです。

（午前11時00分）

認定第1号～認定第8号

○議長（村山義明君） 日程第1、認定第1号 平成25年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8、認定第8号 平成25年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで、いずれも決算審査特別委員会委員長報告を一括議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

星川さん。

○決算審査特別委員長（星川三喜男君） 平成26年9月26日、中頓別町議会議長、村山義明様。

決算審査特別委員会委員長、星川三喜男。

昨日から本日にかけて平成25年度中頓別町各会計決算審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。

審査結果につきましては、お手元に配付した委員会審査報告のとおりでございますが、読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号、認定第1号 平成25年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。認定第2号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。認定第3号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。続きまして、認定第4号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。認定第5号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。認定第6号 平成25年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。続きまして、認定第7号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。認定第8号 平成25年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定としました。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。
認定第1号 平成25年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第1号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第1号 平成25年度中頓別町一般会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。
認定第2号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第2号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第2号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。
認定第3号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第3号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、認定第3号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。
認定第4号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。
お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。
認定第4号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第5号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成25年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第6号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成25年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第7号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第7号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

認定第8号 平成25年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。

お諮りします。本件に対する委員長報告は認定です。

認定第8号は委員長報告のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成25年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定しました。

発議第5号

○議長(村山義明君) 日程第9、発議第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

山本さん。

○6番(山本得恵君) 発議第5号。

中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、山本得恵。賛成者、中頓別町議会議員、宮崎泰宗。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたとこ

ろである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続またはこれにかわる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。
- 2 国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月26日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

発議第6号

○議長（村山義明君） 日程第10、発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書

(案)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○3番(本多夕紀江君) 発議第6号。

平成26年9月26日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、中頓別町議会議員、宮崎泰宗。

「手話言語法」制定を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「手話言語法」制定を求める意見書(案)

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や、文法体系を持つ言語である。

「音声が届かない」「音声で話すことができない」など、聴覚障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。しかしながら、我が国で手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において、平成18年12月に採択された「障害者権利条約」の第2条に、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語に含まれることが明記された。

我が国は、平成19年9月にこの条約に署名したものの、権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月、障害者基本法を改正し、手話が言語であることを明確に位置づけた。

しかし、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、権利条約で「言語」に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する「手話を獲得する」「手話で学ぶ」などの権利を保障するためには、専門法である「手話言語法」の制定が必要である。

よって、国においては、「手話言語法」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月26日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上ですので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第6号を採決しま

す。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号「手話言語法」制定を求める意見書は原案のとおり可決されました。

発議第7号

○議長(村山義明君) 日程第11、発議第7号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(案)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

細谷さん。

○2番(細谷久雄君) それでは、議案書を読み上げて提出させていただきます。

発議第7号。

平成26年9月26日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、細谷久雄。賛成者、中頓別町議会議員、宮崎泰宗。

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書(案)

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源としての目的税から普通税へ変更されたことで、平成23年3月末をもって課税免除措置が廃止される予定となっていたが、索道事業者等からの強い要望により、3年間の延長措置が認められ、平成27年3月末での適用期限を迎えることとなる。

索道事業では、スキー場のグレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

当町におけるスキー場においても、安全・安心かつ快適なグレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっている。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月26日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上、意見書を提出させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書は原案のとおり可決されました。

発議第8号

○議長（村山義明君） 日程第12、発議第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） それでは、ご提案申し上げます。

発議第8号。

平成26年9月26日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、宮崎泰宗。賛成者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス

療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年9月26日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上、ご提案させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書は原案のとおり可決されました。

発議第9号

○議長（村山義明君） 日程第14、発議第9号 集団的自衛権行使容認など解釈改憲の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） それでは、ご提案申し上げます。

発議第9号。

平成26年9月26日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、宮崎泰宗。賛成者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。

集団的自衛権行使容認など解釈改憲の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

集団的自衛権行使容認など解釈改憲の閣議決定に抗議し、その撤回を
求める意見書（案）

7月1日、安倍内閣は、国民多数の反対の声を押し切って、集団的自衛権行使容認などの解釈改憲の閣議決定を強行した。これまで歴代政府は、憲法9条の下に容認される自衛権の行使は、自国を防衛するために必要最小限の範囲にとどめるものとし、集団的自衛権の行使は、日本に武力攻撃がなくても密接な関係国と共に武力を行使することであり、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるので憲法上許されないとしてきた。この閣議決定は、歴代政府の憲法解釈を大きく変えるものであり、その内容は、明文改憲に等しく、憲法9条を形骸化するものである。

自衛隊は、発足後60年を経過したが、この間他国の人を一人も傷つけず、隊員の中からも一人の犠牲者も出していない。これは憲法9条の下、「海外で武力行使をしてはならない」という憲法上の歯止めが働いたからに他ならない。

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれたものであり、絶対的平和主義を貫く姿を世界に明らかにすることこそ、憲法9条を持つ日本の使命である。

よって、「閣議決定」による憲法解釈の変更に抗議するとともに、「閣議決定」そのものの撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

以上、ご提案させていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○4番(東海林繁幸君) せっかく同僚議員の発議者でございますが、私は意見書の提出権についてちょっと疑義がありますので、この件について提出者のご意見も伺ってからと思っておりますので、少し申し上げますが、そもそも市町村議会は憲法93条で議事機関として認定されて、設置を認められているわけです。地方自治法で意見書の提出権が定められておりました。意見書の提出権は、もともとは一番大事なのは町村の公益に関する事件と決められております。もう一度言います。町村の公益に関する事件についてのみ、町村の議決機関としての議会の意見を決定して国、道などに表明する権限であります。公益とは、社会公共の利益をいっております。その公益の認定は、事件の内容、性質から見て事件ごとに議会が判断すべきものであるとされておりますし、それぞれの町村の公益関連の事件であるかどうかは厳密な検討が必要であるというふうにされているわけです。ですから、今までの議会でもいろいろこういった国の大きな定めだとか、それからグローバルな問題、例えばウクライナの戦争のことだとか、クリミア半島をロシアがとったからだめだとか、そういう個人的ないろんな考え方はあるにしても、それが町村にとっての公益性があるのかどうかということを考えなければならない。客観的に見て我が町、我が村の社会公共の利益に関する事件であるかどうか、これを検討して処理すべきものであるということは、解説どおりであります。問題は、今までもこういった件が随分あったのです。町村議会の意思決定としてなじむか、なじまないかということていきますと、なじまないとされてきた内容だと思うのです。ただ、これは個々の意見がありますから、それぞれ出すこと自体は結構だと思うのです。私も、このことが心情的にどうこうということになるとまた考え方は別になりますけれども、もう一度意見書案の提出権ということは厳密に基本的な問題として再検討しなければならないのではないかと。道内町村で27カ所、もう既にこの意見書案を出しているところがあります。しかし、出していないところが大部分なのです。そういった状況の中で、こういった大きな問題を地方議会が意思決定として提出することがいいことなのか、悪いことなのか、私はちょっと判断できない状況がありますので、改めてこれが町村の公益に関する事件であるとされて提出されました提出者のご意見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(村山義明君) 宮崎さん。

○1番(宮崎泰宗君) 憲法上、東海林議員のおっしゃることも大変よくわかるのですが、憲法そのものというのは日本国民全てに適用されるものだと思いますので、町村の公益というのもこれに含まれるのかなと。ですので、私は憲法遵守という意見書は提出できるというふうに考えております。

○議長(村山義明君) 東海林さん。

○4番(東海林繁幸君) これは、憲法上の問題というより、地方議会の意思決定としての条件として町村の公益に関する事件かどうか、事件に当たるかどうかという問題なのです。私は、ちょっとその辺には疑義があるなと思うことなので、その辺、公益に関する事件ととらえた理由を伺いたいと、こういうことです。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まず、集团的自衛権というものがどんなものかということだと思
うのですけれども、簡単に言うと自国が直接攻撃を受けなくても他国への攻撃を自国も攻
撃を受けたものとみなして反撃することができる権利であるというふうに私は理解して
おりまして、ですので今の日本にとって自衛隊という存在が個別的自衛権というものに当
たると思うのですけれども、ですから決して日本だけが守られる権利ではなくて、日本もど
こかに守りに行かなければならない。そういったことって日本中どこにでも適用されるこ
とではないかなというふうに私は思いますので、町村も十分今回の憲法上の解釈に含まれ
るといふふうに私は思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第9号を採決しま
す。

お諮りします。本件の採決は起立によって行います。

（「議長、起立にする理由は」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 今いろんな質疑もありましたから。

（「討論で何も出ていないのだよ」と呼ぶ者あり）

（「いいのでない、議決だから」と呼ぶ者あり）

（「いやいや、これだけ起立というのはおかしい」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第9号を
採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議……

（「反対と言ったでしょう、今」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 反対の討論していませんよ。

（「討論ではなくて採決でしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 採決です。

（「議長、休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時49分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

ただいま採決について反対意見もあるようでしたので、もう一度起立採決から改めてやり直します。

この採決は起立によって行います。

発議第9号 集団的自衛権行使容認など解釈改憲の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

したがって、発議第9号 集団的自衛権行使容認など解釈改憲の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第14、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定しました。

議案の文言整理について

○議長（村山義明君） お諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理は議長に委任することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（村山義明君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年第3回定例会を閉会します。

（午前11時52分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員